

コロナから商売守ろう

困った時は

民商へ

使える制度
フル活用



コロナ禍で商売は大打撃です。民商は各種制度の申請から経営相談まで親身にサポート。国や自治体へ支援の拡充も求めています。民商で仲間と一緒に苦境をのりこえましょう。

時短協力金

- ・時短営業の飲食店に対し1日6万円。3月からは大阪市内で1日4~7万円。
- ・①要請地域・時間に該当②ステッカー導入③許認可の取得などが要件。

一時支援金

- ・時短営業や外出自粛の影響で、1~3月いずれかの月売上が50%以上減少した中小業者が対象。
- ・個人30万円、法人60万円以内。

無申告は危険

確定申告も 納得・安心

協力金等の申請には申告が必要。また協力金等は所得税の課税対象です。民商なら税金の仕組みや納税者の権利を学べて、納得・安心。

▶控除額の変更に注意

基礎控除 : 38万円→48万円

公的年金等控除 : 一律10万円↓

ひとり親控除 : 35万円 (新設) など

▶税務署は 相談にのらない!?

税務署は相談体制を縮小。コロナを理由に相談を予約制にし、オンライン申告へと誘導しています。

▶「税金や国保が払えない」→猶予制度で負担軽減を

実質無利子の融資

- ・運転15年、設備20年。据置5年以内。
- ・担保・保証人なし。融資額6000万円までは当初3年利子補助あり。
- ・据置期間の延長、条件変更等の相談も。

緊急小口資金など

- ・緊急小口: 20万円。返済期間2年。住民税非課税なら返済免除。
- ・総合支援: 最大180万円。返済10年。
- ・いずれも無利子、据置1年。

他にも…

小規模事業者への補助金
従業員休業手当への助成金
国保料の減免、労災加入 など

カジノ誘致やめて、全ての中小業者へ支援を

民商

地域に根づいて70年。

民商おおさか



☎0120-22-0000